

H・ハメル『朝鮮幽囚記』に見られる朝鮮社会の4つの特徴

Four Characteristics of Premodern Korean Society Found in Hendrick Hamel's Report of 17th Century Korea.

環太平洋大学名誉教授

小川 隆章

OGAWA, Takaaki

Emeritus Professor

International Pacific University

要旨：17世紀に朝鮮に漂着して13年間抑留されたオランダの貿易船の書記ヘンドリック・ハメルが朝鮮脱出直後に長崎において記した『朝鮮幽囚記』はオランダで出版（1669年）され、ヨーロッパに未知の国・朝鮮を知らせた。ヨーロッパ人の目から見た17世紀の朝鮮を記述した記録として貴重な資料とされる。本稿ではその中に見られる当時の朝鮮社会の4つの特徴について、同じ頃の日本と比較し、また現代の韓国社会についても言及して考察を試みる。

今回取り上げる4つの特徴とは次のとおりである。

- 1：刑罰の特徴 ハメルらが実際に体験した刑罰のほか、李朝の特有の刑罰を見ていく
- 2：奴隷 人口の半分が奴隷だとハメルが指摘する奴隷を中心に李朝の身分制度について
- 3：官吏の不正 儒教エリートであるはずの朝鮮王朝の官吏の不正・腐敗について
- 4：ハメルが指摘する朝鮮王朝官民の主要な行動特徴の「嘘をつく」について

キーワード：ヘンドリック・ハメル, 朝鮮幽囚記, 日蘭関係, 刑罰, 奴隷, 不正, 嘘

Abstract : On July 1653 a Dutch trading ship bound to Nagasaki drifted ashore at Cheju Island Korea. 36 survivors were detained in this country. 8 men escaped to Japan on September 1666. One of them Hendrick Hamel wrote a report about their lives in Korea. And he submitted it to VOC. The report was published in European countries. It became a valuable historical document. In this paper we discuss four characteristics of premodern Korea (unique punishment, a number of slaves, corruption of government officials, and frequent lying.) found in Hamel's report in comparison with premodern Japanese society and modern Korean society.

ヘンドリック・ハメルらが朝鮮に抑留され13年後に脱出した経過は前稿（小川，2019）に記した通りである。本稿では彼の『朝鮮幽囚記』の記述の中に見られる朝鮮王朝社会の特徴を取り出して考察してみたい。

I 刑罰の特徴

ハメルの記述の順序に従って彼等の直接および間接に体験した刑罰から見てみよう。まず、1653年7月16日に済州島南西岸に漂着したデ・スペルウェル号の生き残ったオランダ人36名が現地人に目撃され現地・大静県の役人たちに取り囲まれる。役人たちは潮が引いた後の難破船から品物をテントに集めていた。集められた品物の山から鹿の皮や鉄やその他の品物をいくら

か盗んだ盗人が数人、後ろ手に縛られて連れてこられた。

「私たちの見て居る前で、もう決して品物を盗むようなことをしないという様子を見せるまで罰せられました。彼等は盗人の足の裏を、長さ1ヒロ、太さは普通の若者の腕ほどもある杖で叩きました。その中のある者は3、40回も叩かれて、足の指がおちてしまいました」

2回目は翌年5月のはじめのこと。都から朴延という26年前に朝鮮に来て帰国できずにいるオランダ人が来て面会する。彼等36人も同じように一生この国で生きるしか道がないだろうとの見通しを聞かされた。都からの通知がなかなか来ない中、6人の仲間が誰も乗っていない船を使って脱出しようとして捕まる。6

人は厳重に縛り上げられ、鎖のついた板を頸につけられ、片腕を締めで板に固定されて、総督の前に平伏させられた。訊問の後、

「総督は彼等から板を取り外させ、一人一人尻を裸にして、長さ1ヒロくらいで端の方は幅が掌ほどで厚さは指ほどもあり、握るところが丸くなっている棒で25回ほど叩かせました。彼らはそのためにそれから約一か月の間寝込んでしまいました。」

3回目は1655年3月、都の訓練都監の兵士として所属されていた時、彼等のうち2人が禁を破って清国使節の行列に飛び出して帰国を直訴した。この二人は投獄され、のちに獄死したことを聞かされる。

「私たちは彼らが病死したのか、それとも殺害されたのか確かめることはできませんでした。というのは彼らが捕えられている間は、彼等のところへ行くことは禁止されていてできなかったからです」

この時も投獄された二人は濟州島におけると同様か、あるいはもっとひどい棒打ちを受けたものと思われる。この事件について姜在彦『朝鮮と西洋』(p.82)では、「監禁された2名は獄死した。朝鮮側の文献では“食せずして死す”となっているから、断食したのだろうか」と述べている。もし2人が断食したとすれば、提供された食事に手を付けなかったか。それとも、濟州島から脱出を図り捕らえられた6人が島の総督の前で引き据えられて訊問された時に「このような状態ならば、いっそ死んだほうがましです」と答えたように、絶望から自ら意図して絶食による死を選んだのか？いや、そうではないだろう。濟州島で杖罰を受けた6人が、その後約1ヶ月寝込んでしまったことを思いだすと、直訴事件の2人も棒で打たれ、しばらくは自力で起き上がれなかったのではないだろうか。濟州島では仲間が介抱してくれて食事を食べさせてもらえただろうが、今回の2人は隔離されていたので、食事をとる力がなく死亡したのではないだろうか。この事件のときは実行犯の二人だけでなく、残りの全員も杖で叩かれていたのだ。

「彼等は私たちに対して、このこと（つまり私たちの仲間の二人がこのようなことをしたのを）前もって知らなかったのかと訊ねました。私たちは、このことは私たちの知らない間に起ったことです、と答えました。しかし彼らは私たちに対して、彼らの手から逃れることはできないのだということを思い知らせるために、一人一人尻を50回ずつ叩きました」とハメルは書いている。これを見ると仲間たちでさえ50回ずつ叩かれたのだから、実行犯二人はもっとむごい扱いを受け

たことが想像される。ハメルは朝鮮での刑罰の様子を述べたところで、

「一度に百回も叩くとほとんど半死半生になります。しかし、多くの者は50回も叩かれないうちに死んでしまいます」と述べたところも出てくる。

ハメルが見聞した次の事件は1666年ハメルが配属されていた朝鮮南岸の麗水の水軍の基地での事件だ。

「ジャンクを訓練しようとしていた時に、砲手の不注意から弾薬箱に引火し弾薬箱は常にマストの前に置かれているため、ジャンクの前半部のほとんどを吹き飛ばしてしまい、またこのために5人が死亡したのです。彼（水軍基地の総督、全羅左水使・李敏発）はこの事故を隠そうとして太守に知らせようとしませんでした。国王から全国至るところにつねに巡回している隠密がただちに太守に暴露したために、逆の結果になりました。太守は直ちにこのことを宮廷に報告しましたので、総督は国王の命令によって召喚され、脛を90回叩かれて罰せられ、終身の流刑に処せられました」

これは不祥事を起こしたための処罰でなく、上司に報告せず内密に処理しようとしたために罰せられたのだが、水軍の節度使という高官でも杖や鞭で叩かれるという場面は朝鮮史によく出てくる。麗水の全羅水営といえ、かつて文禄慶長の役（壬辰倭乱）の時に、この節度使（全羅左水使）だったのが李舜臣だった。慶尚右水使だった元均とともに、歴史書や歴史ドラマに朝鮮側のヒーローとして登場する。李舜臣は日本水軍との海戦に功績を認められ全羅道・忠清道・慶尚道の三道水軍統制使の職に就くが、1596年3月、抗命罪^(注1)により任を解かれ都に呼び出され投獄され、拷問を受け処刑されかけた（柳成龍『懲毖録』、金奉絃、1995、p.334、李焜錫1977、p.591）。彼の老母は息子の身を案じて悶死したという。李舜臣に代って水軍の三道統制使になった元均は日本軍への攻撃に消極的だとして都元帥権慄から呼び出され鞭うたれた（李舜臣の『乱中日記3』p.365、北島2012、p.34）。元均はこの屈辱を雪ぐため無理な戦いをして壊滅的な敗戦をして討ち死にした（李焜錫、中巻、p.596）。朝鮮水軍は大部分の戦船を失い、国王は白衣従軍していた李舜臣を三道水軍統制使に復帰させたのだが、わずか12隻の船で日本水軍に対抗せざるを得なかった。

この戦役の秀吉軍の武將で、大友吉統・波多親・島津忠辰が軍令違反のため秀吉から改易（領地没収の罰）に処せられた。この3人の大名はいずれも鞭や杖で打たれるというようなことは無かった。麻生川静雄

(2016)によると、日本では律令に鞭および棒による殴打は出ているが、室町時代以降は行われていないという。室町時代に日本にやってきた朝鮮使節が書いた『海東諸国紀』に「(日本では) 刑に笞杖なし」と報告している。

江戸時代の日本で犯罪の取り調べに拷問があったが、かなり制限があったという。拷問をする吟味役人が脅したり宥めたりして自白させる能力が欠けるとみなされかねないし、また拷問しても自白しなかった場合にお上の権威が損なわれるので、それを避ける傾向があったという。江戸初期には戦国時代の気風が残り残酷な取り調べと刑罰があったが、5代将軍綱吉の時期から泰平の世の中に文治政策に転換し、8代将軍吉宗によって『御定書百箇条』が作成されると、それに沿って行われた。刑罰に「敲き(たたき)」があった。重の敲きが100回、軽の敲きが50回と規定された。武士・僧侶・女性は除かれ、庶民の男子のみに課された刑罰だ。牢屋敷の前に箠を敷いて罪人を置き背骨を避けた背中を打つのだが、町名主・奉行所の与力・医師が立ち会って行われた(石井良助, 2012, 山本博文 2014による)。

朝鮮王朝では高官が反逆罪で処刑されると、その家族のうち男子は殺害され、妻や娘たちが奴婢(奴隷)の身分に落とされることは通例であった。最も有名な事件の一つは「死六臣」と呼ばれる人々の家族だろう。6代目の国王端宗が叔父の世祖に王位を奪われた後、端宗の復位を図ったとして捕縛され、激しい拷問の末に凌遲刑(罪人の肉体を生きのままに徐々に削ぎ落とし長時間苦痛を与えて死なせる処刑方法)に処せられた六人の高官の妻と娘たちが功臣に奴婢(奴隷)として分与された(李成茂, 2006)。夫や父親の仇に性奴隷として鬻り者にされることは死ぬより辛いことだったと言われる(ダレ, 1979)。李朝末期でも同じように、国事犯の家族は同様に扱われた。1884年の甲申政変の首謀者金玉均の父親は自殺し、妻子は奴婢の身分に落とされた(梁永厚, p.98)。

日本では一般に士分の者には拷問は無かったようだ。19世紀のことであるが土佐藩の家老吉田東洋の暗殺事件の容疑者として拘束された土佐勤王党の武士たちのうち、岡田以蔵は郷土の身分なので過酷な拷問を受けたが、武市平半太は上士(藩主に面会できる正式の藩士)であるため厳しい吟味を受けたものの拷問されなかったことがよく知られている。

日本と違って朝鮮の刑罰に凌遲刑と剖棺斬屍があった。1894年、甲申事変の首謀者金玉均が上海で暗殺さ

れて遺骸がソウルに運ばれ凌遲刑に処されたうえで四肢を八つ裂きにされたことが有名だ。後者はすでに死んだ人の罪を問ひ、墓を暴いて屍を切り刻む刑だが、韓国の時代劇に良く出てくるので子供でも知っている(崔碩榮のツイート2017. 7. 3)とのことだ。また前の政権で高く評価された者が政権交代により評価が変わって処罰を受けることがある。1868年12月、明治政府が江戸幕府から天皇親政に変わったことを対馬藩を通じて伝達しようとしたところ、釜山の倭学訓導安東峻は日本からの文書に皇とか勅という文字があることを問題にしてこれらは中国皇帝のみが使える字であり不遜だといって受理を拒んだ(姜在彦, 1986, p.39)。これは時の国王高宗の父・興宣大院君の執政のときであった。ところが、高宗の親政となり1875年3月、安東峻は「日本との交渉の阻隔をもって」処刑され晒し首になった(李成市ほか, 2017, p.14)。現在の文在寅政権では前の政権で日韓慰安婦合意にかかわった外交官は閑職に追いやられ、盧ムヒョン政権の不正を捜査した検察官たちも窓際に追いやられた。朝鮮日報2019年8月3日の記事によれば、これら中堅の検察官50人が一斉に退職したという。中央日報2019年6月20日「要職を掌握する日本の“積弊”たち」という記事は野田政権の時に活躍した霞ヶ関の官僚たちが安倍政権の下でも引き続いて活躍していることを伝えている。そういえば、明治新政府に最後まで抵抗し函館にまで行って戦った幕府方の榎本武揚や大鳥圭介が後に明治政府で活躍し爵位まで受けたことを知ったら韓国人は驚くのではないだろうか。1894年の東学農民戦争で逮捕された首謀者の全奉準の身柄を朝鮮官軍は奪還されるのを恐れて日本公使館に預けた(金哲英1984, p.170)。日本公使は金瑋準の才能を朝鮮の改革に生かせないかと試みたが、彼は一語も口を利かず、やむなく朝鮮の法部に引き渡したため、翌年4月、同士とともに処刑された(姜在彦, 1986, p.113)。

李朝末期、19世紀の末に朝鮮が開国して欧米各国の外交官・宣教師・ジャーナリストなどが入国して朝鮮の事情を書き残した。米国の新聞記者ハルバートは著書『朝鮮亡滅』(1906)で、「鞭打ち刑はものすごい勢いで鞭を真上から振り下ろすというやり方なので、時には囚人の脚の骨を折ってしまい、一生の不具になってしまうことさえ起こる。ところが囚人がたつぷりと鼻薬を利かすと、鞭を振り下ろす腕が途中で止まり、後は静かに落ちるとか、もっと極端になると、鞭は囚人の身体を避けて地面をたたき、といった形になる。(中略)死ぬ直前まで鞭を撃たれなければ囚人は死刑

にならない。「拷問されてゆっくり死ぬよりもむしろ一挙に斧の一撃で処刑された方が楽だ」と無実の罪を認めてしまう」と述べている。また彼は証人も留置され拷問を受けるのを見た。「多くの場合証人も無理やり連れてこられて裁判が始まるまで囚人さながらに留置される。証人席は拷問台になる。朝鮮では弁護士はいない。判事側がどのような証言を欲しがっているか早く察して、望むままに証言するしかない、とても公正な裁判は行えない」という。また、「裁判は金次第で、どうにでもなり、多額の金を提供するか、裁判官を畏怖させるほどの有力者を後ろ盾に持つて居るか見せつけるかした方が、必ず有利な判決にありつけることが、世間一般の常識になっている国では富と官職とは実際には同義語である」と記した。

スウェーデンの記者グレブストはソウルで監獄を見学した。地元の通訳の青年は恐怖に駆られて逃げ出したが彼は踏みとどまって囚人の拷問と山賊の死刑のありさまを見届けた。「理由は何であれ、こんな状況がまだ地球の片隅に残されていることは、人間存在そのものへの挑戦である。とりわけ私たちキリスト教徒が一層恥じるべきは、異教徒の日本人が朝鮮を手中にすれば真っ先にこのような拷問を廃するだろうという点だ」と述べている（グレブスト、原著は1911年、p.239）。グレブストの予言の通り、日本は朝鮮を保護国とし、後に併合し、残酷な拷問や刑罰を廃止した。ソウルの西大門刑務所跡の博物館や天安市の独立記念館の独立運動家などに対する日帝の残虐な拷問の様子を再現したとする展示は歴史的事実に反している。こういった歴史歪曲を日本人が批判すると「日本の極右が…」と聞いて聞く耳を持たない現状だ。第三国の研究者の実証研究に任せるのが賢明だろう。

拷問は現在の韓国でも時々問題化している。軍事政権時代は頻繁に北朝鮮のスパイの容疑者や民主化運動の活動家などに行われた。21世紀になっても拷問事件が報道された。「無銭有罪・有銭無罪」という言葉も未だに死語になっていない。

II. 奴隷 (奴婢)

世界史事典に「奴隷, slave, 法的に人格を有せず、個人や国家の所有物として売買の対象となった人間。中国では奴婢・奴僕ともいった (以下略)」と出て居る。朝鮮でも奴婢と呼んだ。『世界の奴隷制の歴史』の中でパターンソン (2001) は朝鮮では「東洋で最も進んだ奴隷制度を持つて居た…前近代世界のどこよりも

進んだ奴隷制度を持つていた」と述べている。

ハメルが奴隷と呼んでいるのは朝鮮時代の奴婢だ。男性の奴隷が奴、女性の奴隷が婢、両者を合わせて奴婢という。各種の辞書類あるいは歴史事典に説明されている「奴隷」の記述が当てはまる。

ハメルの朝鮮幽囚記に「奴隷の数は全国民の半分以上に達します。というのは自由民と奴隷、あるいは自由民の女性と奴隷の間に一人または数人の子どもが生まれた場合、その子供たちは全部奴隷とみなされるからです。奴隷と女奴隷の間に生まれた子供は女奴隷の主人に属します」(p.38) と記述されている。

人口の半分ほどが奴婢とは驚きだが、李成市ほか(2000)も「十五世紀の後半には全人口に占める私賤(個人所有の奴婢)の割合が八~九割に達していたと記録もある。もちろん、ある程度の誇張が含まれていたとみるべきであるが、少なくとも当時の朝鮮社会では私賤の数が人口の相当部分を占めていたことは事実である」と述べた。宮嶋博史(1995)は「16世紀には全人口の3割ないし5割近くを奴婢身分の者が占めていたとされる」と述べている。奴婢には官奴婢と私奴婢があった。公賤と私賤とも呼ばれる。前者は役所に隷属する奴婢、後者は個人が所有する奴婢だった。官奴婢は中央と地方の官衙に世襲的に所属し、各種労役に従うほか、匠人・楽工・歌童・舞工・庫直・妓生・針線婢・医女などにも使役された(吉田, 2000)。

江戸期11回目の日本への朝鮮通信使(1766年来日)の使行員・金仁謙の記録『日東壯遊歌』にソウルを出発して釜山から船に乗るまでの途中の宿泊先で毎晩妓生を侍らせたことが記述されている(金仁謙, 1999, p.40-49)。先に到着する予定の者に「先に着いたら私のために美人を見繕っておいてくれ」「いいとも」などとやり取りして著者と同僚は楽しそうだが、使役される者たちは気の毒だ。妓生が生んだ娘が15歳になり、いよいよその子も両班の相手をしなければならない。なんとか自由の身にしてあげたいが、既に一行のうちの武官の相手をするにきまっているという。免除できないか、と県監と交渉すると、代わりに金を出す、もしくは代わりに女性を出すように求められ、その夜は著者の相手の妓生と交代して助かったが、次の役人が宿泊するときはどうなるのだろうか。この地の官婢は15人、文字通り性奴隷だ。官吏が地方へ出張する時など宿所で官婢に相手をさせたのが通例だったのだ。私奴婢の実態は宮嶋博史の『両班・李朝社会の特権層』に詳しい。地方の名門の両班の家に残る分財記を分析している。財産相続の記録である。「自らは肉

体労働を行わなかった両班層にとって、自分の手足となる奴婢は不可欠の存在だった。奴婢を所有しないという事実だけで、両班としての社会的認知を受けることが不可能なほど、両班と奴婢は切っても切れない関係にあった」（宮嶋，p.120）のだ。

奴婢が奴婢となった原因は何か。古くは戦争の捕虜，後には人身売買，債務，刑罰によって生み出され，親が奴婢だった者は生まれながら奴婢の身分を受け継いだ。一部に日本人を先祖に持つ奴婢もいただろう。渡辺（2014）によると室町幕府が朝鮮に使節を出した時に，日本女性が助けを求めて逃げてきた。その女性を奴隷として所有していた人が自分の奴婢だから引渡すよう求めたとき，日本側が「日本に奴隷は居ない」と言って拒否した。時の朝鮮国王・太宗は「今後は日本人を奴婢として売買しないように」と法令を出したことが李朝実録に記載されているという。また，元寇のとき，壱岐で住民の大虐殺が行われ，生き残った少年少女100人が数珠つなぎにされて高麗王と妃に奴婢として献上されたと高麗の正史にでてくる（北原，2013）という。宮嶋の見た分財記には土地と奴婢が子孫に残す主要な財産だったので，奴婢について詳しく記述されていた。奴婢の名前，性別，年齢，その出生関係（誰の生んだ子供か），買い取った場合は誰から買い取ったか，賜牌奴婢と言って国王から与えられた奴婢もいた。また「逃亡奴，一百五十」というような記述があり，これは逃亡した男の奴婢であり，生きて居れば150歳，生きて居るはずはないが，その奴婢の子孫が居れば，その所有権があるので，財産目録に記録したという。逃亡奴隷の搜索は朝鮮政府が奴婢推刷事業というものを実施して探索・連れ戻しが行われた（朴永圭，p.406）。私奴婢には外方奴婢または外居奴婢（所有者とは別の住所に居住している奴婢）と率居奴婢（主人の屋敷に居住している奴婢）がいた。

ハメルの幽囚記に「奴隷やそれに類する人々は，ほとんど子供を構いません。それは，子どもたちが仕事をできるようにすると，彼等の主人がすぐに人をやって，彼らを引き取らせるからです」と記している。一般に朝鮮人が子供の教育に熱心なのに，奴婢が自分の子供に無関心なのが印象的だったのであろう。自分の子供であっても所有者に所有権があるので，いつほかに売り渡されるかわからないのだ。売買の価格は時代によって異なるものの牛一頭に奴婢5人とされていた記述がある（林鐘国，p.159）。男の奴婢のほうが女の奴婢よりも体力があるので値段が高いとも思われるが女の奴婢は子供を産んで奴婢を増殖できるという利

点があるので男女ほぼ等価であると扱われた（宮嶋，p.161）。

李朝における奴婢の身分判定と，その所有権の帰属は二つの原則があった。「従母法」と「一賤即賤」である。前者は所有主が異なる奴と婢の間に生まれた子供は母親である奴婢の所有者の所有となる，とするもので，後者は父または母のどちらかが奴婢ならば，その子供は奴婢の身分となる，ということだ（宮嶋，p.65，中央日報2018. 4. 20）。奴婢の女性が良人身分の男性との間に生まれた子供は女性の所有者の所有の奴婢となり，良人身分の女性が奴婢身分の男性との間にできた子供は「従母法」が適用されず，男性の所有者の奴婢とされた。

今年（2019年）「韓国の書院」として9ヶ所の書院がユネスコ世界遺産に登録された。書院は儒教の先哲を祀る祠宇と儒教を学ぶ学舎を合わせた施設であり，最盛期には1000ヶ所以上設置されていた。書院で学んだ若者が中央へ出て科挙に合格し政府の高官になったケースが多く書院は重視されたが，一方では税逃れのため自分の土地・奴婢を書院に貢納することも多く弊害があったという。賜額書院といって国王から扁額を下賜された書院と未賜額書院とがある。扁額を下賜される時は同時に多くの書籍と土地，そして奴婢が支給された（李泰鎮，p.219）。書院の経営・維持には書院の所有する田畑を耕す奴婢の存在が欠かせなかった。

金学俊（2014，p.313）『西洋人の見た朝鮮』にわずかに奴婢のエピソードが出てきて興味深い。フランス人外交官フランソワの『コレにて』からの引用だ。朝鮮王室が西洋人を招待して舞踏公演会を催した。そのとき宮廷舞姫の李真が初代朝鮮駐在フランス代理公使コラン・ド・ブランシーの心を虜にした。彼が帰国する時，高宗の許可を得てパリへ同行し，そこで結婚した。ブランシーはモロッコでの勤務の後，1896年4月再びソウルに赴任した。このとき大韓帝国のある高官が自分が李真の所有者であるとして，返還を求めた。高宗もブランシーもこれを妨げることができず，李真は元の所有者に戻され，その直後自殺して自らの生涯を閉じたという。2007年に申京淑により彼女をモデルにして小説『李真』が発表されたそうだ。

江戸時代の日本には奴婢（奴隷）は居なかった。穢多あるいは非人と呼ばれた被差別人が居た。朝鮮にいた白丁と呼ばれる被差別人がいて，この両者は類似しているように見える（林鐘国，梁永厚）。朝鮮の白丁は牛の屠殺と精肉が独占的に認められていたので，生

活が豊かだったかもしれない。賤民扱いされたが、奴隷ではなく自由民だった。日本ではロックリー(2017)によると、長崎の出島にオランダ商館が使役する奴隷が居た (p.141)。ツェンベリーはオランダ商館の医師として1755年来日、「日本人はオランダ人の非人間的な奴隷売買や不当な奴隷の扱いを嫌い、憎悪を抱いている」と著書に書いて居る (ツェンベリー, p.220)。

朝鮮における奴婢の制度はいつまで続いたのか? 吉田光男 (1999) によると、「奴婢の解放は、1801年の政府による公奴婢原簿焼却と、1886年の奴婢身分世襲の禁止を受けて1894年の甲午改革に身分制廃止で実現した」と記述し、朴永圭 (2012, p.408) も「1894年の甲午改革によって身分制度は完全に廃止され制度上の身分はなくなった」と述べている。しかし、上記の李真の元の所有主への返還はその後の出来事だ。甲午改革を推し進めた金弘集内閣は日本軍によって押し付けられた急進的改革であり、保守派からも民衆からも反発を受けて、日清戦争の後、日本が三国干渉を受けると、高宗はロシア公使館へ逃げ込みそこから命令を発して内閣の構成員の逮捕・処刑を指令 (姜在彦, p.126)、金弘集は民衆によって惨殺され、肉体の一部が食われる (黄紘, p.257, マッケンジー, p.79) という悲劇に終わったことが知られている。高宗と親露派内閣は甲午改革をすべて覆したのだった。『世界の奴隷制の歴史』の著者パターソンは朝鮮の奴婢について、「1484年に国家が所有していた奴隷は35万3000人であったが、1655年にはわずか19万人になった。多くの要因がその後朝鮮の奴隷制が衰退したことを説明しているが、最終的な奴隷の廃止が1911年の日本による征服後に行われた」(パターソン, 2001, p.608) と最終的に朝鮮での奴婢制度が廃止されたのは日韓併合後だったことを指摘している。

21世紀の韓国で、奴隷事件が起こった。知的障害者100人以上が良い仕事があるといって集められ離島の塩田で奴隷労働させられていた (2014年2月発覚)。

群山の売春婦を監禁して働かせていた宿で火災が発生、監禁されていて逃げ出せず焼死するという事件が起こった。2000年に5人、2002年の火災で14人が犠牲になり、性売買特別法の制定につながるきっかけになった痛ましい事件だ。女性たちはまさに性奴隷だったといえよう (李麗華, 2007)。

Ⅲ. 官吏の不正

ハメルの記録に明示された官吏の不正は次にあげる事件が唯一のものようだ。1660年から63年まで凶作の年が続いた。そんな中、

「いくつかの町や村が略奪され、国王の倉庫が破られて穀物が運び出されました。しかも、その犯人は罪人として捕らえることはありませんでした。というのは、それは大官の奴隷たちによって行われたからなのです。」という事件があった。これほど大掛かりな犯罪、住民たちが行ったなら、厳罰に処せられる犯罪が行われたのに、大官が自分の奴隷たちに命じて行わせた強奪事件は捜査も処罰もされていなさそうだ。地方の役人が横領するというようなバレにくい不正でなくて、あまりに大胆な手口の犯罪と言えらるう。

近世日本では生まれた身分・家柄によって上下の役人が決められていたのに対して、儒教国家を標榜する朝鮮王朝は科挙によって人材を採用していた。儒教の聖典を詳しく身に着けた君子が高い地位の役人に出世していた。そういうイメージで見ると、意外に不正・腐敗が多いことに驚く。『朝鮮王朝社会と儒教』で李泰鎮は豊臣秀吉による朝鮮出兵 (文祿慶長の役、壬辰倭乱) の初期に官軍が惨敗した理由として、次のように述べている。

「朝鮮王朝は14世紀末の建国以来、約1世紀にわたって強力な中央集権体制を追求し、統治体制確立に大きな成果を取めた。しかし一方、そのような強力な集権体制の追求は官人の職権を最大限保証することによって行われていたために、それに伴い弊害も少なくなかった。官人の間に彼等の職権が最大限保証されたのを奇貨として、それを私利私欲のために濫用する動きが次第に頻繁に起こるようになったのである。こうした官人層の非理現象は歴史的に見れば、集権体制が身分制のもとで営為されるときにいつでもおこりうる性質のものだが、15世紀末葉から高まってきた朝鮮王朝のそれは、集権体制追及の度合いが強かったために、その弊害の程度も決して通常のものではなかった」

また、金奉玄 (1995) の『秀吉の朝鮮侵略と義兵闘争』によると、当時の官軍と義兵部隊とを比較した成瑄 (1535-98) という人物の考察を紹介している。官軍の下部兵は平時に過酷な収奪と過重な労役に苦しめられ、指揮官や守令を深く恨んでいたがため、敵と交戦せず逃亡し、また官軍の指揮官は利己的であり、腐敗堕落していたのでどん欲な生活に慣れ戦闘に於いて

臆病だと指摘し、そのため敵軍は無人の野に行くがごとく、国内に深く侵攻することができた、と指摘。他方、義兵ほとんどが故郷の親友であり、たがいに誓い合っていたため、敵に遭えば戦い、ちょっとやそっとでは退かない。その指揮官らは、わが身を国に捧げて戦おうとする愛国者らである、と義兵の強さを理由づけた。

朝鮮史を見ると第22代国王正祖（在位1776～1800）の死後、外戚による勢道政治によって官人の腐敗が蔓延したように見えるが、実際には遙かそれ以前から官吏の不正・腐敗が多くあったことがわかる。

文禄・慶長の役の朝鮮水軍のヒーロー李舜臣の日記『乱中日記』には水軍の将兵が兵糧を横領して処罰される記述が頻繁に出てくる。国王から派遣され地方の実情を把握して国王に報告する暗行御史が恣に偽りの報告をして、真面目に日本軍と戦って功績のある武将が処分を受け、処分を受けるべき悪行の官吏が褒賞を受けたりする事実が記録されている（第2巻、p.234）。厳罰に処せられるべき罪人が馬と20歳の婢女（奴隷）を献上して放免される様子も述べられている（第2巻p.308）。

19世紀に朝鮮が欧米諸国に開国し、外交官・宣教師・ジャーナリストが朝鮮に滞在するようになると、彼等が一様に朝鮮における官吏の腐敗に驚き、収奪される一般住民に同情している（金学俊、2014）。

「繁盛して富裕になったような人は、たちまちにして守令の執心の犠牲となった。守令は、とくに秋の収穫の豊かであった農民のところへやってきて、金品の借用を申し出る。もしも、その人がこれを拒否すれば、郡守はただちに彼を投獄し、その申し出を承認するまで、半ば絶食同様にさせようえに、日に1～2回の笞刑を加えるのであった」「ある朝鮮の農民が、あるとき、私に訪ねた“私がなぜ、もっと多くの穀物を栽培し、もっと多くの土地を耕作しないのかって？なぜ私はそうしなければならないのか？より多くの穀物収穫は為政者のよりひどい収奪を意味するだけなのに”と」（マッケンジー、p.29）。

「商人なり、農民なりがある程度の穴あき銭を貯めたという評判が立てば、両班か官吏が借金を求めに来る。これは実質的に徴税であり、もし断ろうものならば、その男はニセの負債をでっちあげられて投獄され、本人または身内の者が要求額を支払うまで毎朝笞打たれる」（バード、1905、p.138）。

「朝鮮には階級が二つしかない。盗む側と盗まれる側である。両班から登用された官僚階級は公認の吸血

鬼であり、人口の5分の4をゆうに占める下人は文字通り「下の人間」で、吸血鬼に血を提供することをその存在理由とする。」（バード、p.558）

米国海軍将校フォークは「政府は一人の巨大な強盗と化している」と述べ（金学俊、p.211）米国人牧師アベンゼラーは「朝鮮人の道德水準が絶望的なまでに低い、指導的な立場の官吏はほとんどが腐敗している」と指摘、米国人牧師ギルモア「誰かが金持ちだという噂を耳にすると、木っ端役人は、わざわざ罪をでっちあげて、その者を獄し、搾り上げ、それゆえ、人々はそもそも金を稼ごうとせず、怠けるのである」と説明し、英国人画家ランドーは官吏の腐敗を鋭く批判し、官吏を実に無慈悲な強盗だ、と述べた（金学俊、p.269）。

オーストリアの作家ヘッセ＝ヴァルテックはその著書『朝鮮・1894年夏』に「もし彼らが生計維持費よりも多くを稼げば官吏に奪われる。この官吏は朝鮮の没落とここに蔓延する悲惨さの最も大きな原因だ。官吏の貪欲は、利潤獲得と所有に対するすべての欲求と労働意志、そしてすべての産業を窒息させた。（中略）朝鮮人は数百年間も同じところにとどまっている。外部の世界から徹底的に遮断されていて、官吏の抑圧と搾取、そして無能力な政府のため、存在していた産業はむしろ後退した」（中央日報2018. 11. 17）。

「公職が普通の商品と同じように売り買いされた。その役職の値段には公定価格があって、監司は五万ドル、地方の守令は五百ドルという風に定まっていた。ソウルで下っぱの職にありついただけで、たんまりと金が入ってくるところから、連中の貪欲はいよいよ掻き立てられ、こういう大もうけを増やすために、在任期間を短縮した。つまり巨大な口利き料を支払わせる度数を増やせるわけである。もちろんこれは人民に賦課される直接税にそのまま転嫁される」（米国人学者ハルバート、p.76）。

米国公使館付きの医師であったホレイス・アーレンは甲申政変の際に瀕死の重傷を負った閔泳翊の命を救った。閔泳翊から治療費とは別に現金10万両の謝礼を渡されたという。その頃ソウルで富豪と呼ばれた人の流動資産が3000両だったが、その33倍だ。政権中枢の高官がどれだけ不正に蓄財しているか思い知らされる（金学俊、p.221）。

韓国人歴史家の著作にも、19世紀末期の様子が述べられている。「財政はひっ迫し、本来240万結（肥沃度を加味した面積単位）なければならない田畝が1896年当時60万結まで減少していた。俄かには信じがたい

ほどの数値である。当時、観察使になるには2万から3万両、守令になるには1000~2000両かかるといわれ、閔氏政権の売官売職ぶりは尋常さを失っていた。しかも、地方官志望者は多く存在し、地方官は頻繁に交代した。新規採用の地方官は赴任早々に、胥吏と結託してワイロ分配の金穀を民衆から収奪するしかなかった。」(趙景達, 2012, p.97)。「事実これらの閔族の連中は国家政治について経綸を持って居るはずもなく、権力を一族の致富の道具に利用し、売官売職が公然と行われ、ワイロと陰謀がはびこり、科擧の試験場は官職売買の市場となす嘆かわしい有様であった」(姜在彦, 1986, p.16)。国王・高宗と閔妃が率先して売官売職をおこなっている様子を『梅泉野録』^(注2)が伝えている。

壬午軍乱(1882年)の引き金になったのは官吏による兵士に支払うべき給与米の横領だった。東学農民戦争勃発(1894年)の引き金になったのは地方官吏の苛斂誅求だった。両事件とも朝鮮政府は清国に救援を要請し、清国と日本が出兵する事件になった。

21世紀の韓国ではどうか。一言で言えば、いまだに官吏による不正や汚職が社会に蔓延する国としての評判がある(呉善花, 2014, 東亜日報2002. 1. 3, ハンギョレ新聞2015. 3. 3)。前職および前々職の大統領は収賄等の容疑で獄中に入れられ、その前の大統領は不正蓄財の容疑を受けて自殺。その前の大統領(金大中)は息子3人が不正蓄財で逮捕され、自身は北朝鮮の金正日との南北首脳会談のため4, 5億ドルのワイロを提供したことが公然の秘密になっている(統一日報2009. 3. 6)。韓国青少年の意識調査で、約77%の中高生が「韓国社会は腐敗している」と認識していた(中央日報2008. 6. 23)。また、アジアの7ヶ国の中で韓国の青少年は最も倫理水準が劣る結果だった。「正直に生きるよりも金持ちになることがより重要だ」に22.6%がそうだと答えたがこれはバングラデシュの4倍だった。6人に1人が「監獄で10年過ごすとしても10億ウォン稼げるなら腐敗に手を染める」と答え、5人に1人が「問題を解決できるなら快くワイロを使う」と答えた(中央日報2008. 11. 10)。

IV. 嘘について

朝鮮幽囚記に「この国民の誠実、不誠実および勇氣について」という見出しを付けて、朝鮮の国民性について述べていることは現代韓国人によく知られているようだ。ハメルは、

「彼等は盗みをしたり、嘘をついたり、だましたりする強い傾向があります。彼等をあまり信用してはいけません。他人に損害を与えることは彼等にとって手柄と考えられ、恥辱とは考えられていません」と指摘している。

朝鮮王朝の時代を詳しく記述した歴史文献を見ると、(例えば李成茂『朝鮮王朝史(上・下)』、朴永圭『朝鮮王朝実録』、李成市ほか『朝鮮史 I・II』など)、高官の間での派閥争い、時には党争と呼ばれる権力闘争が多いこと、そして他人を陥れる誣告(無実の罪で他の者を訴えること、典型的には、「謀反の計画をしている」(女性の場合は「呪い殺そうとしている」)と)密告され捕縛されることが多いことに気づく。被疑者は過酷な拷問を受けて死亡したり、罪を認めて処刑されるが、後に無実であったことが認められ名誉を回復される場合が多い。

文禄・慶長の役で活躍した水軍の将軍李舜臣の『乱中日記』を読むと、前述のように、暗行御史が偽りの報告をしていることを憤っている。また誣告が頻繁に出てくる。彼自身も政敵である元均によって何度も自分が誣告されていることを述べている。その時の領議政(総理大臣)だった柳成龍が書いた『懲毖録』によれば、1959年1月27日、李舜臣が逮捕され、水軍統制史の地位を削られ都へ檻送され投獄されたとき、国王宣祖は「聞いたことだけでは事実を尽くしていないのではないか、となお疑いをもたれ、成均司成・南以信を閑山島に派遣して事実を調査させられた。南以信が全羅道へ入ると、軍人といわず、民間人といわず、道を遮って李舜臣の無実を訴える者が一々あけて数えられないほどであった。しかし南以信は事実通りに上聞せず、「清正は島にとどまること七日間で、この間にもしわが軍が出撃していれば、これを捕縛してこられたでしょう。しかし李舜臣は、ぐずぐずして機会を逃しました」と報告した。」という。

21世紀の韓国ではどうであろうか。韓国の新聞を読むと、「嘘共和国」の汚名を返上しよう、というような記事が時々目につく。今の韓国人も嘘が多いのを苦にしているようだ。朝鮮日報2010年10月11日の社説「韓国が先進国となるために」によると、韓国で一年間に偽証罪で起訴された人は人口比で日本の427倍、誣告罪で起訴された人数は日本の542倍であるという。

近年の新聞でも、例えば、2016年1月27日の朝鮮日報で「朝鮮王朝時代、オランダの船員ハメルは『朝鮮幽囚記』に“朝鮮人はうそをつく傾向が強い”と記した。誇張ということもあり得る。しかし崔順実事件を

見ていると、韓国人には本当に“うそのDNA”があるのではないか、という恥ずかしい気持ちを抱いてしまうのも事実だ。正直さが国を変える、うそをつくな、と教えた島山・安昌浩（独立運動家）が見たら、大地をたたいて嘆き悲しむことだろう」と述べているのは崔源奎論説委員のコラムだ。

東亜日報の鞆今子（ベ・グムジャ）客員論説委員は「ウソ天国」という評論を書いた。「国全体がウソの学習場だ。一挙手一投足がマスコミに報道される大統領などの指導層は、影響力が大きいウソの教師だ。大統領候補は当選するために実現可能性のない公約を掲げ、国会議員もライバル候補を落選させるためにウソを捏造する。権力者たちは、天文学的な賄賂を受け取っても、1ウォンたりとも受け取っていない、と宣誓までする。ウソの上手な国民を作るのが、国家の競争力を高める道だと勘違いしているようだ（東亜日報2002. 8. 2）」。

ソウル新聞の金ソンホ記者は金ヒョンヒ著『韓国人の嘘』という本を紹介して「だましてこそ成功？嘘通じる韓国社会」という記事を書いた。ここでもハメルの「朝鮮人は人を欺く傾向が非常に強い。人を欺けば恥ずかしいと考えず、かえって上手くやったと感じる」という言葉を引用している。また、安昌浩の「どうすればこの民族が現在の衰退から抜けだして幸福と繁栄の将来に引き渡せるか考える兄弟姉妹に差し上げます…第一に嘘や欺く行動をなくすことです」との『民族改造論』の言葉を引用して、300年の時を越えて登場するこの二つの指摘には明確に共通の歴史的、文化的背景がかくれている、との著者の指摘を紹介した。

2005年9月に発覚した申ジョンア学歴詐称事件は33歳の美貌の東国大学西洋美術史の助教授が米国イェール大学で博士号を取得し有名美術館のキュレーターを務め、光州国際ビエンナーレの総合美術監督に任命されていた。韓国美術界のシンデレラとも称された申助教授が実は博士号どころか学部卒業もしていないことが明らかになったのだ。盧武絃政権の政策室の高官との愛人関係にあったとか、財界人への性接待疑惑が取りざたされた（そのため彼女の全裸写真が新聞に暴露された）。もう一つは黄ウソク・ソウル大学獣医学部教授によるES細胞研究不正事件だ。難病の治療につながる画期的な研究成果を報告し「ノーベル賞まちがいなし」と讃えられ記念切手や偉人伝も書かれて「最高科学者第1号」に認定され年間30億ウォンの研究助成金を盧武絃政権から与えられたが、捏造だったと発

覚した（2005年12月）。共通して、最初に疑惑を提起した人物は両事件ともバッシングを受けて居る。黄ウソク疑惑を最初に提起したMBCテレビは黄教授の支持者たちによってスポンサー企業への不買運動が起こり、申ジョンア助教授の学位疑惑を提起した東国大学理事は辞任させられた。その後も韓国では研究不正や学歴詐称などが明るみに出ている。オリンピックのメダリストの国会議員は博士論文が剽窃であったことが発覚。議政府地方検察庁は他人の著書の表紙を変えて自分の著書として発行していた全国の大学教授ら100人ほどを書類送検したと報道された（朝鮮日報2015. 11. 25）。

ソウル大学経済学部の李栄薫教授は以前から歴史教科書に記述された日本統治時代の「日本による収奪」は捏造されたものだと主張している。韓国の歴史教科書で、日本統治時代に総督府が土地調査事業によって朝鮮の農地の40%を奪い、また銃剣を突き付けて収穫したコメの50%以上を略奪した、というのは根拠のない神話だと述べている（李栄薫, 2008）。同氏の『大韓民国の物語』では、「1940年代の戦時期に約650万人の朝鮮人を戦線へ、工場へ、炭鉱へ、強制連行し、賃金も与えず、奴隷のように酷使した。その中には挺身隊という名目で朝鮮の乙女たちを動員し…教科書はこのように記述しています。…高校の国史の時間にこのくだりが出てくると教師は今にも泣きそうな顔になり、生徒たちは涙を流したといいます。このような悪辣な収奪を被った祖先があまりにも不憫であり、口惜しく、ここが泣かずにいられるでしょうか。しかし、私はあえて言います。このような教科書の内容は事実ではありません」と述べている。これは韓国における通説への批判である。同氏は2017年、「インターネット講義“幻想の国”」を発信して多くの人々の支持をえて、昨年12月から同じ考えの研究者らと「大韓民国危機の根源・反日種族主義を打破しよう」というシリーズでYOU TUBE を利用した講義を始めた。自身が担当した「嘘の国民、嘘の政治、嘘の裁判」では元徴用工と称する人たちへの賠償を認めた韓国大法院（最高裁）の判決も誤った前提に基づくとんでもない判決だ、と批判した。シリーズの中で徴用工については落星台経済研究所の李ウヨン研究員が、土地調査事業について金洛年東国大学教授がいずれも通説を覆す研究発表をした。6人の講義をまとめた『反日種族主義』を出版、2019年8月現在で10万部ちかくが売られたという（ハンギョレ新聞2019. 8. 26）。『反日フェイクの病理学』の著者崔崔碩榮によれば、韓国では朝

鮮戦争を経験した世代は北朝鮮に恐怖と嫌悪をもっているが、親北朝鮮の教育を受けた若者たちは北朝鮮に対して親しみを持って居る。これは教育の結果であるから反日教育をせず、日本を正確に理解させる教育をすれば、韓国民の反日感情というものは自然に消えるだろう、ということだ。

本稿ではハメルの朝鮮幽囚記に見られた朝鮮王朝社会の4つの特徴について、韓国の歴史を振り返り、近世の日本および現代韓国社会についても参照して考察を試みた。次の機会に別の側面についても見ていきたい。

注1：小西行長は講和を妨害する邪魔者として加藤清正を憎み清正の上陸地点と日時を対馬人要時羅を介して朝鮮側に伝えた。朝廷は李舜臣に出撃するよう命じたが、李舜臣は日本側の謀略ではないかと警戒して出撃しなかった。すると、要時羅はもう一度現われて、「なぜ清正を撃たなかったのか。通報した通り清正軍が上陸したのに」といったという。ここで李舜臣は抗命罪に問われた。

注2：梅泉野録は李朝末期の在野の学者黄玗（1855-1910）が記した1864年の興宣大院君の執政開始から1910年の日韓併合までの実録である。著者は日韓併合に痛憤し服毒自殺をした。

文献等

麻生川静男（2016）『日本人が知らないアジア人の本質』ウェッジ
安宇植・編訳（1988）『アリラン峠の旅人たち…聞き書・朝鮮民衆の世界』平凡社
石井良助（2012）『江戸の町奉行』明石書店
石井良助（2013）『江戸の刑罰』吉川弘文館
小川隆章（2019）「H・ハメル『朝鮮幽囚記』に関する考察」環太平洋大学紀要13号, p.99-105.
北島万次（2012）『秀吉の朝鮮侵略と民衆』岩波新書
北原 惇（2013）『ポルトガルの植民地形成と日本人奴隷』花伝社
金哲英（1984）『人物・近代朝鮮思想史』雄山閣出版
グレブスト, A（河在龍・高演義・訳）（1989）（原著は1912）『悲劇の朝鮮・スウェーデン人ジャーナリストが目撃した李朝最後の真実』白帝社
ヘンドリック・ハメル（生田滋・訳（1994））（原著は1669年）『朝鮮幽囚記』平凡社東洋文庫

姜在彦（1986）『朝鮮近代史』文芸春秋
姜在彦（1994）『西洋と朝鮮』平凡社
姜在彦（2001）『朝鮮儒教の二千年』明石書店
金学俊（金容権・訳）（2014）『西洋人の見た朝鮮・李朝末期の政治社会風俗』山川出版社
金仁謙（1999）『日東壯遊歌』平凡社東洋文庫
金哲英（1984）『人物・朝鮮近代思想史』雄山閣
黄絃（朴寿史・訳）（1990）『梅泉野録』国書刊行会
呉善花（2014）『虚言と虚飾の国・韓国』WAC出版
崔碩栄（2019）『反日フェイクの病理学』小学館新書
ダレ, C. 『朝鮮事情』平凡社東洋文庫
ツェンベリ, C. P.（高橋 文・訳）（1994）『江戸参府随行記』平凡社東洋文庫
パターンソン, O.（奥田暁子・訳）（2001）『世界の奴隷制の歴史』明石書店
ハルバート, H. B.（岡田丈夫・訳）（1973）（原著は1906年）『朝鮮亡滅』太平出版社
ハメル, H.（生田 滋・訳, 1994）（原著は1669年）『朝鮮幽囚記』平凡社東洋文庫
宮嶋博史（1995）『両班・李朝社会の特権階層』中央公論社
山本博文（2015）『江戸「捕物帳」の世界』祥伝社
吉田光男（2000）「奴婢」伊藤亜人ほか・監修『朝鮮を知る事典』平凡社 p.340-341.
李栄薫（2008）「国史教科書に描かれた日帝の収奪の様相とその神話性」小森陽一ほか編『東アジア歴史認識論争のメタヒストリー』青弓社 p.82-104.
李焯錫（新現実社・訳）（1977）『壬辰戦乱史・文禄・慶長の役（中巻）』東洋図書出版
李舜臣（北島万次・訳注）（2000-2001）『乱中日記 1～3巻』平凡社東洋文庫
李麗華（2007）「韓国における性売買防止法制定運動をめぐるジェンダー・ポリティクス」御茶ノ水女子大学人間文化創成学論叢 10, p.319-327.
柳成龍（朴鐘鳴・訳）（1979）『懲毖録』平凡社東洋文庫
梁永厚（2004）「近世朝鮮の白丁と奴婢…経国大典を基に」沖浦和光ほか編『アジアの身分制と差別』解放出版社 p.79-101.
林鍾国（1987）『ソウル城下に漢江は流れる－朝鮮風俗史夜話』平凡社
ロックリー, T.（不二淑子・訳）（2017）『信長と弥助・本能寺を生き延びた黒人侍』太田出版
渡辺大門（2014）『人身売買・奴隷・拉致の日本史』柏書房